

子ども手当財源の地方負担に反対する意見書

平成22年度予算案に、中学卒業まで1人あたり月1万3千円の「子ども手当」の支給が盛り込まれました。給付費総額は2兆2,554億円となりますが、平成23年度以降に子ども1人あたり月2万6千円の支給とするためには、さらなる財源の確保が必要となります。

また、平成22年度は児童手当と併給であるため、地方・事業主負担も求められることとなり、極めて遺憾です。さらに、地方の意見を十分に聞くことなく決定するのは、地方と国の信頼関係を著しく損なうものであり、「地域主権」という言葉とは裏腹な今回の政府の対応は誠に残念です。

よって、江戸川区議会は、国会及び政府に対し、下記の事項について、特段の配慮がなされるよう強く求めます。

記

- 1 平成23年度以降の子ども手当は、国の責任として実施すべきであり、全額国庫負担とすること。
- 2 子ども手当によって目指す国の中長期のビジョンと、平成23年度以降子ども手当を実施する上での財源確保の展望を示すこと。また、その際、納税者の理解を十分に得られる内容とすること。
- 3 子ども手当のような現金の直接給付だけでなく、子育てをしやすい環境整備にも配慮していくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年3月23日

江戸川区議会議長 須賀 精二

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣

総務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官、国家戦略担当大臣 あて